

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	道路占用許可事務			事業コード	2819
所属コード	81000	課等名	道路管理課	係名	管理係
課長名	近藤春彦	担当者名	宮野健一	内線番号	2714
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	生活道路環境の向上	コード	1
予算費目名 (H26)	一般会計 14 款 1 項 7 目 道路占用料 (02-01)			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 平成 27 年度
根拠法令等 (H26)				

(2) 事務事業の概要

道路法第 32 条等に基づき、道路占用物件に対し道路占用許可を行い、有償物件については道路占用料を徴収している。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

道路法の中で、道路占用物件に対し、道路の本来的機能を阻害しない範囲でのみ道路占用が認められている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

生活の多様化に伴い、道路環境整備等市民の要望も多岐に及んでいる。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が，何が対象か）

道路法第 32 条第 1 項及び同法施行令第 7 条に規定されている占用物件

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 道路占用許可申請件数	件	1804	1918	2050	1800	1695
B						
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

道路法に基づき道路占用許可申請を受け，適切と判断される場合，その占用を許可した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 道路占用許可申請件数	件	1804	1918	2050	1800	1695
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

適切な道路占用許可を行うことにより，道路環境の向上を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 道路占用許可申請件数に対する道路 占用許可件数の割合	☐ 上げる ☐ 下げる ■維持	%	100	100	100	100	100
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円					
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円					
	⑤その他()	千円					
	A 小計 ①～⑤	千円					
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	800	800	800	800	800
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	3200	3200	3200	3200	3200
計	トータルコスト A+B	千円	3200	3200	3200	3200	3200
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

道路環境の向上という点において結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

道路占用許可申請によるため、向上余地はない。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

事業費については、道路占用許可は道路管理者が行うものであり、外部委託できないため削減できない。また、適正な事務を継続するためにも人件費は削減できない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	快適な居住環境の実現	コード	73
	小施策（推進項目）	生活道路環境の向上	コード	731

(2) 改革改善の方向性

法定事務であるため、現状維持が必要である。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

法定事務であるため、現状維持が必要である。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

道路機能を阻害しない範囲での市民生活の利便性向上のため、事業者等が道路内への施設等の設置について道路法で認められていることから、必要な事務事業である。また、占用工事については、毎年占用者会議を開催し、道路工事等について関係機関で調整を図っている。

また、看板の落下事故や道路の陥没事故が全国的に発生しており、今まで以上に占用者に対して適正な維持管理を指導してゆく必要がある。